1 地域再生計画の名称

みどり豊かなまちの住環境再生計画

2 地域再生計画の策定主体の名称

三戸郡五戸町

3 地域再生計画の区域

青森県三戸郡五戸町の全域

4 地域再生計画の目標

本町は青森県の東南部に位置し、平成16年7月1日に五戸町と倉石村との町村合併により、人口21,316人(H17.3.31)の新五戸町が誕生し、まちづくりの基本理念「生活環境の質を高める」「教育と文化の質を高める」「産業交流の質を高める」の三つを将来像として位置づけ、各種事業を展開している。

第一目標である「生活環境の質向上」の一環として、五戸地区では公共下水道 工事を平成8年度から着手し、平成13年4月1日に供用開始しており、平成 16年度末には事業認可区域(H15.3.26)170.1haのうち、約61%の104.1ha を整備し、平成17年度には変更認可約50haの区域拡大を予定し、更なる質の 向上を目指している。倉石地区では、農業集落排水施設整備を進めており、平 成17年度で石沢東部の整備を終え、全ての計画施設(4地区)が完了となる。

町の中心を流れる「五戸川」は、白鳥の飛来地、岩魚などが多く生息する遊魚場としても有名であり、川をきれいにする運動・地域住民による自発的ボランティアによる川岸の草刈・清掃などが毎年実施されてきている。しかし、山間地域においてはまだ汲み取り便所が多く、生活環境の急激な変化に伴う台所・風呂・洗濯などの多量な生活汚水が、雨水と一緒に側溝を通してそのまま川へ流れ込み、悪臭の発生と川や海を汚す原因となっており、町の基幹産業である農業への影響も懸念されている。

「きれいな水による新鮮で安全な野菜」の生産を保持して行くためにも、町の基本理念に基づき、このような問題への早急な対策として「汚水処理施設整備交付金」の活用により、現在実施中の農業集落排水施設整備と併せて公共下水道と浄化槽の整備を進め、水洗化の普及促進を図り、豊かな自然と田園風景の中での清潔で快適な生活環境と河川等の水質保全を目指す。これらの取組により、ブランド化している当町の食用牛、ニンニク、長イモなどの農業生産物の高位安定が見込まれ、さらには町の住宅プロジェクトとの連携により農業後継者、若者の定住化等の効果を高める事が期待され、総合的な五戸町の地域再

生を目指すものである。

【目標数值】

- ・平成 17 年度で倉石地区の農業集落を完了させ、今後 5 年間で汚水処理施設(公共下水道 1,236 人浄化槽 587 人)を整備し、汚水処理人口普及率を現状の 22.9%から 32.8%に向上させる。
- ・今後5年間で町営住宅建て替え50戸を完了させるとともに、良好な宅地の整備を進め、定住化に努める。
- 5 目標を達成するために行う事業
 - 5 1 全体の概要

「汚水処理施設整備交付金」を活用し、生活環境の質を向上させることと、 河川等の水質保全のために、公共下水道と浄化槽を一体とした汚水処理施設 の整備、処理区域の拡大、水洗化の普及促進を行う。

五戸地区では公共下水道の事業認可区域(平成 15 年 3 月 26 日)以外の地域には浄化槽の増設を行い、倉石地区では農業集落排水施設整備済み区域外の地域において浄化槽の設置を進め、汚水処理人口普及率・住居環境の質の向上を図り、「みどり豊かなまちの住環境整備」を進める。

- 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業
 - ・「汚水処理施設整備交付金」を活用する事業

【事業主体】

・五戸町

【施設の種類】

・公共下水道、浄化槽

【事業区域】

・公共下水道 五戸地区(公共下水道事業認可区域)

・浄化槽 五戸地区(公共下水道事業認可区域以外の区域)

倉石地区(農業集落排水施設整備済み区域を除く区域)

【事業期間】

・公共下水道 平成17年度~平成20年度

・合併処理浄化槽 平成17年度~平成21年度

【整備量】

· 公共下水道 200mm L = 7,500m 処理人口 1,236人

・合併処理浄化槽(個人設置型)

5 人槽5 5 基7 人槽8 5 基処理人口5 8 7 人

【事業費】

公共下水道			1,080,000 千円
	(うち	国費	455,000 千円)
	(うち	単独費	170,000 千円)
浄化槽			28,845 千円
	(うち	国費	9,615 千円)
合 計			1,108,845 千円
	(うち	国費	464,615 千円)
	(うち	単独費	170,000 千円)

5 - 3 その他の事業

- ・ 農業集落排水施設 倉石地区(石沢東部)の整備を平成17年度で完了させる。
- ・ 住宅プロジェクト(町営住宅等の整備) 町営ひばり野団地の建替え(94戸)を平成17年度から行う。 新たな住宅区域開発・整備(50区画)を行う。
- ・ 水辺の美化事業 地域住民、婦人会、川を守る会、高校生らによる環境整備を行う。

6 計画期間

平成17年度から平成21年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標について、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し公表するとともに、必要に応じて事業内容の見直しを図るため、町・関係機関等で構成する「地域再生計画評価協議会」を設立し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし